

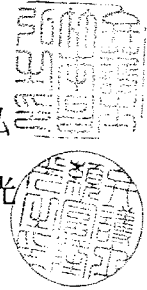


# 訴訟告知書

平成24年9月28日

神戸地方裁判第2民事部合議C係 御中

告知人（被告神戸市長）代理人弁護士 竹 本 昌 弘  
同 弁護士 頼 富 隆 光



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

告知人は、上記原告被告間の神戸地方裁判所平成24年（行ウ）第63号事件について、被告知人らに対し、訴訟告知をする。

## 第1 告知の理由

- 1 原告が上記訴訟で、告知人（被告）神戸市長が被告知人学校法人兵庫朝鮮学園に対し、平成23年度の神戸市外国人学校助成金として金1429万3000円を交付したのは違法な行為であるとし、告知人（被告）に対し、違法な支出により神戸市に損害を与えたとして被告知人神戸市長個人に損害賠償請求をするよう求めるとともに、被告知人学校法人兵庫朝鮮学園に対しては損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めている。
- 2 上記訴訟は、地方自治法第242条の2第1項第4号に係る請求であるため、同条第7項により、被告知人らに上記の訴訟告知をする。

## 第2 訴訟の程度

原告は、被告神戸市に対し、平成23年度の神戸市外国人学校助成金交付決定

の取消訴訟を提起しており係属中であるところ（平成24年（行ウ）第31号）、平成24年8月4日に上記訴訟を訴えの変更として追加提訴し、次回の口頭弁論期日が平成24年10月9日午後1時30分からと指定されている。訴え変更申立書は未陳述であり、次回に陳述予定である。

添付書類

1. 訴えの変更申立書

1通

以上

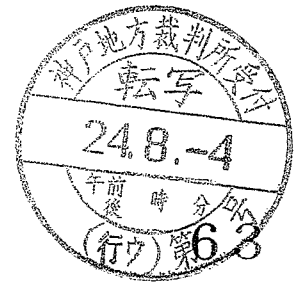
## 当事者目録

- 〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号  
原 告 長 瀬 猛
- 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
被 告 神 戸 市  
上記代表者 神戸市長 矢 田 立 郎
- 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
告知人（被告） 神戸市長 矢 田 立 郎
- 〒650-0015 神戸市中央区多聞通2丁目4番4号  
ブックローン神戸ビル5階  
（送達場所）竹本・頼富法律事務所  
告知人（被告ら）訴訟代理人弁護士 竹 本 昌 弘  
同 弁護士 頼 富 隆 光  
電 話 078-362-8698  
FAX 078-362-8699
- 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市庁舎内  
被 告 知 人 矢 田 立 郎
- 〒653-0836 神戸市長田区神楽町4丁目2番25号  
被 告 知 人 学校法人 兵庫朝鮮学園  
上記代表者理事長 朴 成 必

平成24年（行ウ）第33号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件

原告 長瀬猛

被告 神戸市



## 訴えの変更申立書

平成24年8月3日

(次回期日：平成24年8月7日)

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信



### 第1 訴えの変更

- 1 原告は本件訴状の請求の趣旨（第1項）に加え、行政事件訴訟法19条に基づき、差止め請求（第2項）と義務付け請求（第3項）を追加的に併合し、下記のとおり、訴えを変更する。

なお、主観的併合で追加した被告について別紙当事者目録参照。

### 請求の趣旨

- 1 被告神戸市が行った学校法人兵庫朝鮮学園に対する平成23年度神戸市外国人学校助成金に係る助成金の交付決定を取り消す。
- 2 被告神戸市長矢田立郎は、学校法人兵庫朝鮮学園に対する神戸市外国人学校助成金に係る助成金を交付してはならない。

3 被告神戸市長矢田立郎は、学校法人兵庫朝鮮学園及び矢田立郎に対し、  
14,293,000円を支払うよう請求せよ。

4 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求める。

## 2 訴え変更後の請求の趣旨第2項（差止め請求）の請求の原因

### (1) 当事者

原告は、神戸市の住民である。

被告神戸市長矢田立郎（以下「被告神戸市長」という。）は、神戸市の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有するものである。

### (2) 差止めを求める対象

平成24年度以降の学校法人兵庫朝鮮学園に対する神戸市外国人学校助成金の交付。

### (3) 違法性

上記助成金の交付は憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反する違憲・違法の行為である（詳細は訴状の請求の原因第4項に記載したとおりである）。

### (4) 公金の支出等がなされる蓋然性

被告による学校法人兵庫朝鮮学園に対する神戸市外国人学校助成金の交付についてはかねてから反復継続してなされており、平成24年度については既に予算措置が講じられており、これに係る公金の支出が行われる蓋然性が高い。

### (5) 監査請求

原告は、平成24年2月1日付けで神戸市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件各事業につき、補助金の交付を求める住民監査請求を行ったが、神戸市監査委員は、平成24年3月29日付けでこれを棄却した。

同取消し請求と本差止め請求とには請求の同一性が認められ出訴期間による制限には服しない（詳細は4項にて後述する）。

- (6) よって原告は被告神戸市長に対し、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、請求の趣旨第2項の差止め請求を行う次第である。

### 3 訴え変更後の請求の趣旨第3項（義務付け請求）の請求の原因

#### (1) 当事者

原告は、神戸市の住民である。

被告神戸市長は、神戸市の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為及び損害賠償請求ないし不当利得返還請求につき権限を有するものである。

#### (2) 違法な公金支出

被告神戸市は学校法人兵庫朝鮮学園に対し、平成23年度の神戸市外国人学校助成金14,293,000円を交付した。

同補助金の交付は憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反する違法な行為である（詳細は訴状の請求の原因第4項に記載したとおりである）。

#### (3) 学校法人兵庫朝鮮学園及び矢田立郎の責任

学校法人兵庫朝鮮学園は違憲・違法な平成23年度の前記助成金14,293,000円を公金から支出させ、被告神戸市に対し、同額の損額を与え、もしくは、同額を不当に利得したものであるから、被告神戸市に対し、損害賠償もしくは不当利得の返還を行う義務がある。

矢田立郎は、平成23年度の神戸市長であるが、故意もしくは過失により、違法な助成金交付を決定したことにより前記助成金14,293,000円を被告神戸市から支出させたことにより、被告神戸市に同額の損害を与えたものであるから、その損害を賠償する義務を負う。

#### (4) 監査請求

原告は、平成24年2月1日付けで神戸市監査委員に対し、地方自治法

242条1項に基づき、本件各事業につき、補助金の交付を求める住民監査請求を行ったが、神戸市監査委員は、平成24年3月29日付けでこれを棄却した。

同取消し請求と本差止め請求とには請求の同一性が認められるから出訴期間による制限には服しない（詳細は4項にて後述する）。

(5) まとめ

よって原告は被告神戸市長に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、請求の趣旨第3項の請求を行う次第である。

4 請求の同一性と出訴制限について

(1) はじめに

訴えの変更は、変更後の新請求については新たな訴えの提起にほかならないから、出訴期間の遵守の有無は、原則として、行政事件訴訟法20条のような特別の規定ない限り、追加的併合の申立て時を基準として決せられるが、行政事件訴訟においては、一般的に、変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、または両者の間に存する関係から、変更後の新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときには、新請求に係る訴えについても当初の訴えの提起の時に提起したものとみなされる（最三小判昭和31年6月5日民集10巻6号656頁、最二小判昭和61年2月24日民集40巻1号69頁）。

(2) 差止め請求について

平成23年度の学校法人兵庫朝鮮学園に対する神戸市外国人学校助成金の交付決定を行政処分とみてその取消しを請求する訴えは、当該助成金の交付が憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反することを争点とするものであり、その違法性が確認された場合、平成24年度の学校法人兵庫朝鮮学園に対する当該助成金の交付も違法となることは明らかであり、当然、その交付は禁じられることになる。

よって平成24年度の同助成金交付の差し止め請求を平成23年度の同助成金の交付決定の取り消し請求に係る訴えの提起時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情が認められるというべきである。

(3) 義務付け請求について

東京地判昭和61年7月30日判例地方自治361号13頁(甲6)は、補助金交付決定の取消しを求める住民訴訟(2号請求)に追加的に併合提起された補助金の支出が違法であることを前提とする損害賠償請求(4号請求)に特段の事情があるということはできないとしたものである。

同判決の事案は、平成14年改正前であり、義務付け訴訟ではなく損害賠償請求としてなされた4号請求に関するものであった。当初の訴えは、行政機関である東村山市長を被告とする補助金交付決定の取消訴訟であり、一方、追加的に併合された訴えは、私人である市川一男を被告とする損害賠償請求の訴えであって、前者の既判力が私人である市川一男に及ぼされはなく、両者は、形式的にも実質的にも同一性を欠いており、前者の訴えが市川一男の損害賠償責任を追及する趣旨を含んでいるということもできないことから、新請求と当初の訴えに係る請求との間に存する関係から新請求の訴えを当初の訴え提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるものとは同一性を欠いており特段の事情もないとされたものである。

ところが平成14年改正後は、4号請求は被告を「執行機関又は職員」とする義務付け訴訟となり、2号請求の取消訴訟における被告「当該訴えの対象である行政処分たる当該行為をした行政庁の所属する地方公共団体」(地方自治法242条の2第11項、行政事件訴訟法43条1項・2項、38条1項、11条1項)と実質的には同一であり、4号請求の被告が私人であることを理由に訴訟物の同一性ないし特段の事情の欠缺をいうことはできない。

思うに、本件訴訟における2号請求の基礎は本件助成金の交付が憲法8



9条後段及び地方自治法232条の2に違反するというところにあり、両請求は、同一の公金の支出を問題とするものであり、その違法性に関する争点も同一であるのみならず、両請求は段階的に連続しており、当該助成金の交付決定の違法性が認められ取り消された場合は、当然、神戸市は当該助成金の交付を受けた学校法人兵庫朝鮮学校に対してその返還を求めることになるのである。

よって、平成23年度に交付した助成金の返還請求を義務付ける請求につき、当初の同年の助成金交付決定の取り消し請求に係る訴えの提起時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情が認められるというべきである。

以上

## 当事者目録

〒658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号

原 告 長 瀬 猛

〒530-0054

大阪市北区南森町一丁目3番27号 南森町丸井ビル6階

(送達場所) 徳永総合法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 徳 永 信 一

電 話 06-6364-2715

FAX 06-6364-2716

〒650-8570

兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号

被 告 神 戸 市

同代表者兼処分行政庁 神戸市長 矢 田 立 郎

〒650-8570

兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号

被 告 神 戸 市 長 矢 田 立 郎